

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年3月26日(2009.3.26)

【公開番号】特開2005-270305(P2005-270305A)

【公開日】平成17年10月6日(2005.10.6)

【年通号数】公開・登録公報2005-039

【出願番号】特願2004-87024(P2004-87024)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 4

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成21年2月9日(2009.2.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技盤を本体枠の前方から当該本体枠の開口部に装着する際に、当該装着動作に基づいて互いに係合することによって前記遊技盤側の電気接点と前記本体枠側の電気接点とを接続する一対のコネクタを備えた遊技機であって、

前記本体枠の裏面における開口部の下部周縁に、第1の制御基板を収容するとともに当該第1の制御基板を外部から視認可能な第1の制御基板ボックスを配置し、

前記遊技盤の裏面における下部領域に、第2の制御基板を収容するとともに当該第2の制御基板を外部から視認可能な第2の制御基板ボックスを配置し、

前記本体枠における前記開口部の下部周縁には前記本体枠側コネクタを配置し、当該本体枠側コネクタと前記第1の制御基板ボックスの端部に設けたコネクタ端子とを電気配線によって接続したことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記本体枠側コネクタを遊技機裏面から見て左下に配置するとともに、前記第1の制御基板ボックスを、前記第2の制御基板ボックスの下縁部に対し所定の間隙を置いて配置し、前記本体枠側コネクタから延びる前記電気配線を前記間隙に通して前記第1の制御基板ボックスの上縁部へと導くように配置したことを特徴とする請求項1記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

上記課題を達成するため、特許請求の範囲の請求項記載の発明が構成される。

請求項1に記載の発明によれば、遊技盤を本体枠の前方から当該本体枠の開口部に装着する際に、当該装着動作に基づいて係合することによって遊技盤側の電気接点と本体枠側の電気接点とを接続する一対のコネクタを備えた遊技機が構成される。なお遊技機としては、典型的にはパチンコ機やアレンジボール機等がこれに該当する。また「遊技盤を本体枠の前方から本体枠の開口部に装着する」態様としては、本体枠の一側縁下端部に設けた

重量支持部に遊技盤を支持した状態で、当該遊技盤を概ね水平状に回動させて当該本体枠に前方から取付ける様、本体枠の一側縁部に対し遊技盤の一側縁部を、凹部あるいは溝部とそれに嵌る凸部を介して係合した後、当該係合部を支点にして遊技盤を概ね水平状に回動させて当該本体枠に取付ける様、本体枠の一側縁に設けた係合部材に遊技盤の一側縁部を係合させて本体枠に前方から取付ける様等を好適に包含する。

本発明の遊技機においては、本体枠の裏面における開口部の下部周縁に、第1の制御基板を収容するとともに当該第1の制御基板を外部から視認可能な第1の制御基板ボックスを配置し、前記遊技盤の裏面における下部領域に、第2の制御基板を収容するとともに当該第2の制御基板を外部から視認可能な第2の制御基板ボックスを配置し、前記本体枠における前記開口部の下部周縁には前記本体枠側コネクタを配置し、前記本体枠側コネクタと前記第1の制御基板ボックスの端部に設けたコネクタ端子を電気配線によって接続した構成とされる。本発明における「外部から視認可能」とは、遊技盤を裏面側から見たときに、例えば、制御基板の不正防止のため、あるいは当該制御基板に関する各種データの確認のために照合端子の制御基板ボックス側端子への接続を容易に行いえるように、制御基板の全体を外部から視認できる様をいう。また「第1および第2の制御基板ボックス」は、外部からの視認性を確保することが必要とされる制御基板、典型的にはゲーム構成を制御するための主制御基板を収容する主制御基板ボックスや球の払い出しを制御するための払出制御基板を収容する払出制御基板ボックスがこれに該当する。なお「電気配線」とは、電源供給用の電源線および情報入出力用の信号線のいずれをも包含する。

本発明においては、第1の制御基板ボックスを本体枠の裏面における開口部の下部周縁に配置し、第2の制御基板ボックスを遊技盤の下部領域に配置したことにより、それらは互いに近接した状態での配置となる。このため、制御基板に対する不正な改造あるいは交換といった不正を発見するための検査時において、それら両ボックスを一度に視認でき、視認性を向上させることができる。

また本体枠側コネクタは本体枠の開口部の下部周縁に配置したことにより、第1の制御基板ボックスに対して近接する。このため、本体枠側コネクタと第1の制御基板ボックスとの接続に用いられる電気配線を短くできる。電気配線は、本体枠側コネクタと第1の制御基板ボックスとを接続する際、第1の制御基板ボックスおよび第2の制御基板ボックスに被らないように配置することによって制御基板ボックスに関する外部からの視認性を確保できる。その結果、点検作業時において、第1および第2の制御基板につき、外部からの視認による、あるいは照合装置による不正のチェック等を容易に行うことが可能となり、制御基板に関する不正行為を抑止できる。なお「被らないように配置」とは、電気配線が第1制御基板ボックスおよび第2制御基板ボックスのいずれにも掛からない状態をいう。すなわち、制御基板の不正な改造あるいは交換を防止するという観点から、電気配線が第1制御基板ボックスおよび第2制御基板ボックスに被さらず、それらボックスの内部が外部からすっきり見える状態を指す。

また、請求項2に記載の発明によれば、請求項1に記載の遊技機において、本体枠側コネクタを遊技機裏面から見て左下に配置するとともに、第1の制御基板ボックスを、第2の制御基板ボックスの下縁部に対し所定の間隙を置いて配置し、本体枠側コネクタから延びる電気配線を間隙に通して第1の制御基板ボックスの上縁部へと導くように配置する構成としている。

請求項2に記載の発明によれば、第1の制御基板ボックスと第2の制御基板ボックスの間に形成した間隙を利用して、本体枠側コネクタと第1の制御基板ボックスとを電気配線によって、第1の制御基板ボックスの周囲を迂回することなく、接続することができる。これにより、第1および第2の制御基板ボックスの視認性がより向上する。